重要事項説明書 (訪問介護)



大阪府池田市新町 3 番 9-1402 号 株式会社 自立支援センター・びーず 代表取締役 渡辺 幸子

事業所名:**自立支援センター・び~ず**

重要事項説明書 (訪問介護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社自立支援センター・びーず
代表者氏名	代表取締役 渡辺 幸子
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府池田市新町3番9-1402号 (電話・ファックス番号)072-702-5480
法人設立年月日	平成27年8月28日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	自立支援センター・びーず
介護保険指定事業所番号	指定事業所番号 2772502072
事業所所在地	大阪府池田市栄本町9番6号
連 絡 先 相談担当者名	(電話・ファックス番号) 072-734-8773 管理者 川田 育子
事業所の通常の事業の実施地域	①池田市の下記の地域 旭丘 ・綾羽 ・井口堂 ・石橋 ・上池田 ・宇保町 ・木部町 ・空港 ・呉服町 ・神田 栄本町・栄町 ・五月丘 ・渋谷 ・城山町・新町・ 城南 ・菅原町 ・住吉 ・荘園 ・建石町 ・ダイハッ町 ・大和町 ・槻木町 ・天神 ・豊島北 ・豊島南・中川原町・西本町 ・畑 ・八王寺 ・鉢塚 ・東山町 ・姫室町 ・古江町 ・満寿美町 ・緑丘 ・室町 ・桃園 ②川西市の下記の地域 小戸・小花・絹延町・栄町・中央町・美園町

(2) 事業の目的及び運営の方針

	株式会社自立支援センター・びーずが設置する自立支援センター・びーず
	において実施する指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために必要な
事業の目的	人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、
尹未の日町	指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を
	尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保すること
	を目的とする。

運営の方針	 1 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 前4項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年11月1日大阪府条例第115号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
-------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	営 業		月曜日から金曜日まで。ただし、祝日、12月31日~1月3日までを除く。
営	業時	間	午前9時から午後6時まで

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休。ただし、12月31日~1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前8時から午後10時まで(左記時間外についても応相談)

(5) 事業所の職員体制

管理者 川田 育子	
-----------	--

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名

	1	指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。	
	2	訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ま	
	1	す。利用者へ訪問介護計画を交付します。	
サ	3	指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。	
I	4	ッ。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握しま	
ービ	4	利用者の状態の変化やサービスに関する息向を定期的に拒任します。 す。	1名以上
提	5	ッ。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連	(うち1名以
供		携を図ります。	上は常勤)
ス提供責任者	6	訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示する	
者		とともに、利用者の状況についての情報を伝達します。	
	7	訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。	
	8	訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。	
	9	訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。	
	10	その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	
	1	訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護	
		のサービスを提供します。	
詩	2	サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護	
訪問へ		技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供しま	6 7 13 1
介護員	1	す。	2名以上
員	3	サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供 責任者に報告を行います。	
	4	員任有に報告を打います。 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受	
	"	けます。	
		· · · · · · · ·	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

+	ナービス区分と種類	サービスの内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。
	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
身体介	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く))の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
護	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)については、<u>別表1</u>及び<u>別表2</u>のとおりです。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供 を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。 ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- 買い物における過度な要求
 - ◇ ヘルパーに複数の店の値段を比較させ、最安値の店で購入させる
 - ◆ 買い物リストに拠らず、店頭の商品の状態や値段等をヘルパーに報告させてから購入する商品を決める
 - ◇ ヘルパーに一度の会計で複数のプリペイドカードを使用させる 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。				
	24 時間前までのご連絡の	場合	キャンセル料は不要です		
① キャンセル料	12 時間前までにご連絡の	場合	800 円×時間数(身体介護) 600 円×時間数(生活援助)を請求 いたします。		
	12 時間前までにご連絡の 合)ない場	1,600 円×時間数(身体介護) 1,200 円×時間数(生活援助)を請 求いたします。		
※ただし、利用者の排	枚急搬送や急な入院等の場合	う及び気	象警報発表によるサービス中止の場		
合には、キャンセル料	4は請求いたしません。				
② サービス提供に当宅で使用する電気、力	り必要となる利用者の居 ゴス、水道の費用	利用者	者(お客様)の別途負担となります。		
③ 通院・外出介助にお 機関等の交通費	おけるヘルパーの公共交通	実費相:	当を請求いたします。		

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	アイ	利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月末日までに利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	アイ	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記の いずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 現金支払い (イ) 事業者指定口座への振り込み ※振込手数料は 利用者(お客様)にてご負担ください。 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお 願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となるこ とがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正 当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促か ら14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお 支払いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する	相談担当者氏名	渡辺 幸子
訪問介護員等の変更を希望される 場合は、右のご相談担当者までご	連絡先電話番号	072-702-5480
相談ください。	同ファックス番 号	072-702-5480

受付日及び受付時間

月曜日から金曜日(ただし、国 民の祝日、12月31日~1月 3日までを除く)の午前9時か ら午後6時まで

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていな い等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利 用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助 を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
- (6) 大雨、暴風、降雪等により、サービスの中止又は時間の変更をお願いする場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

株式会社自立支援センター・び一ず 代表取締役 渡辺 幸子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
	エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を保持させるため、従業者である 期間及び従業者でなくなった後においても、その 秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合
	は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応について

① 対応方法:サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する主治医等の連絡先にも連絡します。なお、緊急時に家族と連絡がとれない場合は、先に主治医等へ連絡することがあることを、ご了承ください。(緊急搬送時、ヘルパーは救急車等へ同乗できません。)

連絡先(家族)	氏 名: 電話番号:
連絡先(主治医等)	氏名又は名称: 電話番号:

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、対応

可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン	ン日本興亜株式会社		
保険名	ウォームハート	(賠償責任保険)		
	施設所有管理者	(身体対物共通)	1事故	100,000 千円
補償の概要	生産物	(身体財物共通)	1事故•保険期間中	100,000 千円
	受託者	財物 (対物)	1事故・保険期間中	1,500 千円

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 1. 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聴き取りや事情の確認を行う。
 - 2. 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
- 3. 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討し、時下の対応を決定する。
- 4. 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、必ず利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】(本社) 自立支援センター・びーず 担当者: 渡辺 幸子	(所 在 地) 池田市新町3番9-1402号 (電話・ファックス番号)072-702-5480 (受付時間)月曜日から金曜日(ただし、国民の 祝日、12月31日~1月3日までを除く)の 午前9時から午後6時まで
【市町村(保険者)の窓口】 池田市 健康福祉部 広域福祉課 介護サービス事業担当	(所 在 地) 池田市城南1-1-1 大阪府豊能府民センタービル3階 (電話番号) 072-751-5231 (ファックス番号) 072-751-5236 (受付時間) 祝日、休日、12/29~1/3を除く月 ~金曜日の午前8時45分~午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課	(所 在 地) 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル内 (電話番号) 06-6949-5247 (ファックス番号) 06-6949-5417 (受付時間) 月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後5時30分

18 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1	あり	実施日				
			評価機関名称				
			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	なし					

19 サービスの利用に当たっての禁止事項

サービスのご利用に当たって下記の事項は禁止です。万一利用者に該当する行為があった場合は、契約書第11条第3項に基づき、事業者の契約解除の対象となります。

- ① 訪問介護員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ② 訪問介護員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 訪問介護員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

20 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
---------------	---	---	---	--

	所 在 地	池田市新町3番9-1402号	
事	法人名	株式会社自立支援センター・び一ず	
業	代表者名	代表取締役 渡辺 幸子 印	
者	事業所名	自立支援センター・びーず	
	説明者氏名		印

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

事実有から上記内谷の説明を確かに受けました。					
利用者	住 所				
	氏 名			印	
/N.T	住 所				
代理人又は 立会人等	氏 名	(続柄:)	印	

利用契約における個人情報使用同意書

事業者名称 株式会社自立支援センター・びーず

事業所名称 自立支援センター・びーず

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業所が介護保険法及び関連法令に基づき私に行う指定訪問介護サービスを円滑に実施する ため、担当者会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に、使用する。

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を支払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最少限必要 な利用者や家庭個人に関する情報
- その他の情報
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印
家族等 (続柄:)	住 所	
	氏 名	印
家族等(続柄:)	住 所	
	氏 名	印